

国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(改定)

参考

原文	改定
<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>	<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表するで算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>	<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表するで算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>
<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第8 施行</p> <p>1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。</p>

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、個別箇所ですべて予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>	<p>第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 評価の実施手続</p> <p>(2) 評価の実施時期は、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべて予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所ですべて予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>	<p>2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存</p> <p>所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所ですべて予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>
<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る新規事業採択時評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。</p>

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業 「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、この場合において、「一定期間」とは「5年間」、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。</p>	<p>第3 再評価を実施する事業</p> <p>1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。</p> <p>(1) 事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業 「事業採択」とは、「事業費の予算化」とする(以下同じ。)。また、この場合において、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とし、「未着工の事業」とは別紙-1のとおりとする。</p>
<p>(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「10年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。</p> <p>なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。</p>	<p>(2) 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「540年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。</p> <p>—なお、事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。</p>
<p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。</p> <p>② 実施計画調査費を予算化したダム事業。</p> <p>なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、5年間とする。</p>	<p>(3) 準備・計画段階で一定期間が経過している事業。ただし、次に掲げる事業で、着工時の個別事業箇所が明確なものに限る。</p> <p>① 高規格幹線道路に係る事業、地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業等(高速自動車国道又は都市高速道路に係る事業を除く。)で大規模なもの(着工準備費を予算化したものに限る。)。</p> <p>② 実施計画調査費を予算化したダム事業。</p> <p>なお、「準備・計画段階」とは、①に掲げる事業については「着工準備費の予算化から事業採択に至るまでの段階」、②に掲げる事業については「実施計画調査費の予算化から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については「3年間」、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については「5年間」とする。</p>
<p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、「再評価実施後に別紙-2に示す期間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。</p>	<p>(4) 再評価実施後一定期間が経過している事業 この場合において、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは、第4の1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に別紙-2に示す期間3年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。し、第4の1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、「再評価実施後に5年間が経過した時点で継続中又は未着工の事業(一部供用事業を含む。)」とする。</p>
<p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。</p>	<p>(5) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)の長が行うものとする。</p>

<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存</p> <p>1 再評価の実施手続</p> <p>(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。</p>	<p>① 第3の1(1)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後35年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、事業採択後5年目の年度末までに実施する。</p>
<p>② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、事業採択後10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p>	<p>② 第3の1(2)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後5+9年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、事業採択後5+10年目の年度末までに実施する。ただし、第3の1(2)に掲げる予備的な検討については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p>
<p>③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。</p>	<p>③ 第3の1(3)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後35年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、着工準備費又は実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。</p>
<p>④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。</p>	<p>④ 第3の1(4)に該当する事業のうち、(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から3年間が別紙-2に示す期間経過後の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、再評価実施時から5年間が別紙-2に示す期間経過後の年度末までに実施する。</p>
<p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等(本省又は外局をいう。以下同じ。)に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>	<p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>① 直轄事業 地方支分部局等は、関係する地方公共団体等の意見等再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(原案)を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)の意見を聴き、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等(本省又は外局をいう。以下同じ。)に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>

<p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等(一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。</p>	<p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、関係する都道府県・政令市の意見を聴いた上で、対応方針(原案)を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施。また、一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。以下同じ。)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等(一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。以下同じ。)に係る対応方針を決定する。</p>
<p>③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>	<p>③ 補助事業等 地方公共団体等、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要場合は補助金交付等に係る要求を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>
<p>2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>	<p>2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存 対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です予算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>
<p>第6 事業評価監視委員会 再評価の実施主体の長は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p>	<p>第6 事業評価監視委員会 再評価の実施主体の長は、再評価に当たって事業評価監視委員会学識経験者等の第三者から構成される委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。</p>
<p>1 事業評価監視委員会の設置 再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等(政令指定都市を除く。)は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。</p>	<p>1 事業評価監視委員会の設置 再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下「事業評価監視委員会」という。)を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方支分部局等、都道府県、政令指定都市又は独立行政法人等ごとに原則として1つ設置するものとするが、都道府県又は政令指定都市については、必要に応じ事業種別を勘案して複数設置することができるものとする。なお、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、独立行政法人等は地方支分部局等の事業評価監視委員会に、市町村等(政令指定都市を除く。)は都道府県の事業評価監視委員会に、地方公社又は民間事業者等は地方公共団体の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。</p>
<p>第8 施行 1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第8 施行 1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。 2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。</p>

第9 経過措置

1 第4の1(3)①及び②(1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、以下に該当する事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

- ① 事業採択後5年間が経過して未着工の事業
- ② 事業採択後10年間が経過して継続中の事業
- ③ 準備・計画段階で5年間が経過している事業
- ④ 再評価実施後5年間が経過して継続中又は未着工の事業

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1に該当する事業及び第3の1に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②(2)及び③に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。

(1) 平成22年度に、事業採択後10年間が経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。

(2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の1(2)に該当する事業及び第3の1(2)に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

☐

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義☐

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策・雪崩対策・海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、 鉄道防災	工事に未着手
新幹線鉄道	工事に未着手
航路標識	工事に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に進じて設定
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業、 市街地整備促進事業、住宅地区長官等	用地買収手続、工事ともに未着手
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

☐

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義☐

事業名	未着工の定義
河川事業	用地買収手続、工事ともに未着手
ダム事業	用地買収手続、工事ともに未着手
砂防・地すべり対策・ 急傾斜地崩壊対策 ・ 雪崩対策 ・海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海岸事業	用地買収手続、工事ともに未着手
道路、街路事業	用地買収手続、工事ともに未着手
土地区画整理事業	用地買収手続、仮換地指定、建物移転、工事ともに未着手
市街地再開発事業	権利変換計画又は管理処分計画が未決定、かつ用地買収手続又は補償手続に未着手
港湾整備事業	工事に未着手
空港整備事業	設置告示がなされていない又は用地買収手続等に未着手
航空路整備事業	実施設計又はシステム設計に未着手
都市・幹線鉄道、 鉄道防災	工事に未着手
新幹線鉄道	工事に未着手
航路標識	工事に未着手
公営住宅整備事業等	工事に未着手
住宅宅地関連公共 施設整備促進市街地整 備事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通常事業に進じて設定
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業 市街地整備促進事業 ・ 住宅地区長官等	用地買収手続、工事ともに未着手
住宅市街地総合整備事 業	
下水道事業	用地買収手続、工事ともに未着手
都市公園等事業	用地買収手続、工事ともに未着手

④
 「再評価実施後一定期間」の定義④

事業名	直轄事業	独立行政法人等施行事業	補助事業等
河川事業	5年	5年	5年
ダム事業	5年	5年	5年
砂防・地すべり対策・急傾斜地 崩壊対策・雪崩対策・海岸事業	5年	-	5年
道路事業・街路事業	5年	5年	5年
土地区画整理事業	-	5年	5年
市街地再開発事業	-	5年	5年
港湾整備事業	5年	-	5年
空港整備事業	5年	5年	5年
航空路整備事業	5年	-	-
都市・幹線鉄道、鉄道防災	-	5年	5年
新幹線鉄道事業	-	5年	-
航路標識	5年	-	-
公営住宅整備事業等	-	-	5年
住宅宅地関連公共施設整備促進 事業	-	5年	5年
住宅市街地整備総合支援事業、 密集住宅市街地整備促進事業、 住宅地区改良事業等	-	5年	5年
下水道事業	-	-	10年
都市公園等事業	10年	5年	5年

注) 平成10年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間に再評価を実施することができる。④

削除

国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(改定)

原文	改定
<p>第3 再評価を実施する事業 2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「7年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 なお、事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。</p>	<p>第3 再評価を実施する事業 2 事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業 この場合において、「長期間」とは「57年間」とし、「継続中の事業」には一部供用されている事業を含むものとする。 なお、事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業については、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が、社会経済情勢等の動向、事業の進捗状況等を踏まえ、再評価を実施することが適当かどうかについて予備的な検討を行い、再評価の実施の必要性を判断するものとする。ただし、事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であって、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、再評価を実施するものとする。</p>
<p>4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体又は所管部局等の長が行うものとする。</p>	<p>4 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業 この場合において、再評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、再評価の実施主体(第4の1(1)に定める再評価の実施主体をいう。以下同じ。)又は所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局、外局又は国土交通省の設置する特別の機関をいう。以下同じ。)の長が行うものとする。</p>
<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>	<p>第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存 1 再評価の実施手続 (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時までとする。</p>
<p>② 第3の2に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後7年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p>	<p>② 第3の2に該当する事業のうち、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、事業採択後57年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、事業採択後57年目の年度末までに実施する。ただし、第3の2に掲げる予備的な検討については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施し、その結果、再評価を実施することとなった事業及び事業採択時における予定事業実施期間が5年以内の事業であつて、大幅に事業実施期間が延びる見込みの事業については、(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度の1月末までを目途に、(3)②2)及び③に掲げる種類の事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに再評価を実施する。</p>
<p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。)本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)を決定する。 2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。)地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>	<p>(3) 再評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。 ①1) 直轄事業(本省等が行うものに限る。)本省等は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下「データ収集等」という。)を行い、事業評価監視委員会の意見を聴き、事業の継続の方針(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直し及び配慮すべき事項を含む。)又は中止の方針(中止に伴う事後措置を含む。)(以下「対応方針」という。)を決定する。 2) 直轄事業(本省等が行うものを除く。)地方支分部局等は、データ収集等を行い、再評価を受けるために必要な資料(以下「再評価に係る資料」という。)を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、地方支分部局等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p>

<p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>	<p>②1) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業を除く。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針(案)を決定するとともに、対応方針(案)の決定理由等を添えて本省等に提出する。本省等は、独立行政法人等と協議しつつ、対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。</p> <p>2) 独立行政法人等施行事業(独立行政法人等が行う補助事業に限る。) 独立行政法人等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、地方公共団体等と十分な調整を図った上で事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に提出し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>
<p>③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>	<p>③ 補助事業等 地方公共団体、地方公社又は民間事業者等は、データ収集等を行い、再評価に係る資料を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針を決定するとともに、対応方針の決定理由等を添えて本省等に送付し、必要な場合は補助金交付等に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共団体が実施)を行う。本省等は、対応方針及びその決定理由を踏まえ、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。</p>
<p>3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所です算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>	<p>3 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存</p> <p>対応方針の決定者及び所管部局等は、1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、原則として当該予算に係る年度の前年度の1月末までを目途に、1(3)②2)及び③に掲げる種類の事業については、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所です算措置を公表する予算内示をされる事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時に公表するものとする。</p>
<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成21年12月24日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(平成21年6月1日改定)」は、廃止する。</p>	<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領(平成21年12月24日改定)」は、廃止する。</p>

第8 経過措置
 1 第4の1(3)①1)、①2)及び②1)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 (1) 平成22年度に、事業採択後7年間に経過して継続中の事業については、平成23年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所での予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3の2に規定する期間を超過している事業については、平成24年1月末までを目途に再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所での予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

2 第4の1(3)②2)及び③)に掲げる種類の事業については、以下のとおり経過措置を設ける。
 (1) 平成22年度に、事業採択後7年間に経過して継続中の事業については、平成22年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所での予算措置を公表する事業については、原則として概算要求書の財務省への提出時までとする。
 (2) (1)に該当する事業を除き、平成22年度に、第3の2に該当する事業及び第3の2に規定する期間を超過している事業については、平成23年度末までに再評価を実施し、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表することができるものとする。ただし、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所での予算措置を公表する事業については、原則として平成24年度予算の概算要求書の財務省への提出時までとする。

別紙-1

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁宮繕事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手

別紙-1

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁宮繕事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手

別紙-1

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業名	未着工の定義
観光基盤施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土交通本省施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
官庁宮繕事業	用地買収手続、工事ともに未着手
小笠原諸島振興開発事業	用地買収手続、工事ともに未着手
離島振興特別事業	用地買収手続、工事ともに未着手
国土地理院施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
地方整備局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
北海道開発局施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
気象官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
海上保安官署施設整備事業	用地買収手続、工事ともに未着手
船舶建造事業	船舶の建造工事に未着手